

『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用規定 新旧対照表

変更前	変更後
<p>共通規定</p> <p>第1条（『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス）</p> <p>1. 内容</p> <p>『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービスとはお客さまがパソコン等によりインターネットを利用して、当行に以下の取引の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）をいいます。</p> <p>(1) 外国送金受付サービス</p> <p>(2) 信用状取引受付サービス（信用状開設および条件変更）</p> <p>4. 申込書の届出</p> <p>お客さまは本サービスの利用に際しては、本規定および『しがぎん』 Biz ダイレクト利用規定を始めとする関連諸規定の内容を承諾のうえ、『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用申込書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）を当行所定の方法により届出てください。</p> <p>第4条（取引内容の確認）</p> <p>1. お客さまは本サービスによる取引について、取引が成立していることをパソコンから確認するとともに、各預金通帳への記帳、当座勘定照合表、または以下の書面にて速やかに取引内容を確認してください。</p> <p>(1) 外国送金受付サービス：仕向外国送金計算書</p> <p>(2) 信用状取引受付サービス：コンファメーション</p> <p>※いずれも、取引指定日の翌銀行窓口営業日以降、外国為替お取引店の窓口にて交付いたします。万一、取引内容、預金残高等に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。</p> <p>2. 当行は本サービスによる取引の依頼を受領した場合、その事実を電子メールにて届出のあるメールアドレス宛に通知しますので、直ちに取引内容を確認してください。なお、メールアドレスの届出のない場合、届出メールアドレスに誤りがある場合等、当行の責めによらない不着の場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。</p>	<p>第1条（『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス）</p> <p>1. 内容</p> <p>『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービスとはお客さまがパソコン等によりインターネットを利用して、当行に以下の取引の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）をいいます。<u>なお、各サービスのご利用については後掲の各サービス利用規定により取扱うこととします。</u></p> <p>(1) 外国送金受付サービス</p> <p>(2) 信用状取引受付サービス（信用状開設および条件変更）</p> <p>(3) <u>為替予約締結サービス</u></p> <p>4. 申込書の届出</p> <p>お客さまは本サービスの利用に際しては、本規定および『しがぎん』 Biz ダイレクト利用規定を始めとする関連諸規定の内容を承諾のうえ、『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用申込書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）を当行所定の方法により届出てください。<u>加えて、為替予約締結サービスについては、別途、為替予約締結サービス利用規定第1条3項に記載の申込書の届出が必要です。</u></p> <p>第4条（取引内容の確認）</p> <p>1. お客さまは本サービスによる取引について、取引が成立していること（<u>取引内容</u>）をパソコン等から確認するとともに、<u>各預金通帳への記帳、当座勘定照合表等による確認、または各サービス利用規定に記載の取引内容確認方法により、速やかに取引内容を確認してください。万一、取引内容、預金残高等に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。</u></p> <p>2. 当行は本サービスによる取引の依頼を受領した場合（<u>為替予約締結サービスにおいては取引が成立した場合</u>）、その事実を電子メールにて届出のあるメールアドレス宛に通知しますので、直ちに取引内容を確認してください。なお、メールアドレスの届出のない場合、届出メールアドレスに誤りがある場合等、当行の責めに帰すべき事由によらない不着の場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。</p>

『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用規定 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第6条（解約等）</p> <p>1. 解約</p> <p>本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約できるものとします。但し、お客さまから当行への解約申込は当行所定の書面によるものとします。</p>	<p>第6条（解約等）</p> <p>1. 解約</p> <p>本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約できるものとします。但し、お客さまから<u>当行への解約の届出</u>は当行所定の書面によるものとします。</p>
<p>外国送金受付サービス利用規定</p>	
<p>外国為替サービス利用規定</p> <p>3. 外国送金指定日</p> <p>4. 各種締切時間</p> <p>5. 資金の引落</p> <p>6. 外国送金の成立</p> <p>現状なし</p> <p>7. 支払銀行・受取人口座番号等の取扱</p> <p>8. 個人情報の取扱について</p> <p>9. 書類の提出</p>	<p><u>外国送金受付サービス利用規定</u></p> <p><u>第2条</u>（外国送金指定日）</p> <p><u>第3条</u>（各種締切時間）</p> <p><u>第4条</u>（資金の引落）</p> <p><u>第5条</u>（外国送金の成立）</p> <p><u>第6条</u>（取引内容の確認）</p> <p><u>共通規定第4条による確認を実施するとともに、「仕向外国送金計算書」を取引指定日の翌営業日以降に外国為替お取引店の窓口にて交付いたしますので、速やかに取引内容を確認してください。万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。</u></p> <p><u>第7条</u>（支払銀行・受取人口座番号等の取扱）</p> <p><u>第8条</u>（個人情報の取扱について）</p> <p><u>第9条</u>（書類の提出）</p>

『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用規定 新旧対照表

変更前	変更後
10. 外国送金の訂正・組戻	<u>第10条</u> (外国送金の訂正・組戻)
11. 送金依頼内容の照会と送金資金の返却	<u>第11条</u> (送金依頼内容の照会と送金資金の返却)
信用状取引受付サービス利用規定	
現状なし	<u>信用状取引受付サービス利用規定</u>
第2条 (信用状取引受付サービス)	<u>第1条</u> (信用状取引受付サービス)
4. 信用状開設希望日	<u>第2条</u> (信用状開設希望日)
5. 各種締切時間	<u>第3条</u> (各種締切時間)
6. 信用状取引の成立	<u>第4条</u> (信用状取引の成立)
現状なし	<u>第5条 (取引内容の確認)</u>
	<u>共通規定第4条による確認を実施するとともに、「コンファメーション」を取引指定日の翌営業日以降に外国為替お取引店の窓口にて交付いたしますので、速やかに取引内容を確認してください。万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。</u>
7. 申込内容	<u>第6条</u> (申込内容)
8. 書類の提出	<u>第7条</u> (書類の提出)
9. 信用状の訂正・取消	<u>第8条 (変更・取消)</u>

『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用規定 新旧対照表

変更前	変更後
<p>為替予約締結サービス利用規定</p> <p>現状なし</p>	<p><u>為替予約締結サービス利用規定</u> <u>第1条(為替予約締結サービス)</u></p> <p><u>1. 内容</u> 為替予約締結サービスは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、為替予約の締結を行うサービスです。</p> <p><u>2. 準拠法規等</u> 為替予約締結サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第2条22項1号に定める取引には該当しません。また、本規定に定めのない事項については、お客さまが当行宛に別途差し入れている「外国為替取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。</p> <p><u>3. 申込書の届出</u> 為替予約締結サービスの利用には共通規定第1条4項による申込書の届出に加えて、「為替予約締結サービス利用/変更申込書兼取引担当者届」を届出てください。</p> <p><u>4. 利用対象者</u> 事前に「外国為替取引約定書」を取り交わし、所定の手続きが完了したお客さま。</p> <p><u>第2条(取扱上限額の制限)</u> 当行は、為替予約締結サービスを利用する為替予約取引において、一時点における為替予約取引残高合計金額(未実行の為替予約取引にかかる為替予約額の合計金額。)について、取扱上限額を定めることとし、当該取扱上限額を超える場合にはお客さまは為替予約取引の締結ができません。なお、当行は、取扱上限額をいつでも変更できるものとします。</p> <p><u>第3条(予約可能残高)</u> お客さまが為替予約の締結依頼をする時点での予約可能残高は取扱上限額から前営業日終了時点での為替予約残高および当日締結した為替予約残高を差し引いたものとします。なお、当日使用した為替予約の金額は翌日に反映されます。</p> <p><u>第4条(受渡期間)</u> 為替予約締結サービスを利用して締結した為替予約取引における受渡期間は、当行が定める期間とします。為替予約締結日当日を受渡期間に含めることはできません。</p>

変更前	変更後
	<p><u>第5条(取引の成立)</u></p> <p>1. 為替予約締結サービスでは、当行は、当行所定の方法で計算した取引可能相場をお客さまに提示し、お客さまはその内容を自己の責任と計算において確認のうえ、取引の締結または中止を当行に通知します。 <u>お客さまによる取引の締結通知が当行所定の時間内に到着し、当行がこの通知を承諾した時点で該当の為替予約取引が成立するものとします。</u></p> <p>2. 以下の場合、取引を行わないものとします。このために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(1) <u>与信判断等により為替予約取引の締結を行わないと当行が決定した場合。</u></p> <p>(2) <u>為替予約締結サービスによる依頼が当行所定の取扱日、および利用時間の範囲を超える場合。</u></p> <p>(3) <u>ご依頼の予約の残高合計額が当行の定める為替予約の取扱上限額を超える場合(当行における処理の関係上、当行処理のタイムラグによりデータ反映が遅れ、取扱上限額を超える場合を含みます。)</u></p> <p>(4) <u>為替予約締結サービスによる締結依頼内容が明らかに誤っていると当行が判断した場合。</u></p> <p>(5) <u>お客さまから代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合。</u></p> <p>(6) <u>外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約締結サービスによる取引を行わないと決定した場合。</u></p> <p>(7) <u>その他、当行において為替予約締結サービスによる取引を行うことが適切でないと判断した場合。</u></p> <p><u>第6条(取引内容の確認)</u></p> <p>1. 為替予約締結サービスを利用して締結された為替予約取引について、お客さまは「<u>外国為替取引約定書VI外国為替予約取引約定</u>」第4条1項に記載の「<u>予約締結票</u>」による確認方法ではなく、<u>使用いただいているパソコン等から速やかに取引内容の確認を行うものとします。お客さまが確認を行わなかった場合においても、第5条1項により成立した為替予約取引に何ら影響を及ぼすものではありません。</u></p> <p>2. <u>お客さまは、為替予約締結サービスにより為替予約取引が成立した後、取引内容の確認を行い、取引内容に関し不一致を見つけた場合は直ちに当行に連絡するものとします。ただし、この連絡は後述の第7条に何ら影響するものではありません。</u></p>

『しがぎん』 Biz ダイレクト外為サービス利用規定 新旧対照表

変更前	変更後
	<p>3. <u>為替予約取引の内容確認が行われないまま受渡期日を迎えた為替予約取引について、別途、お客さまの指示に基づき当該為替予約取引が実行された場合は、お客さまによる確認が行われたものとみなします。お客さまと当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保持する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。</u></p> <p><u>第7条(変更・取消)</u> <u>第5条1項により為替予約取引が成立した時点以降は、お客さまは、当該為替予約取引の内容変更・取消はできないものとします。当行がやむを得ないものと認めて、成立した為替予約取引の内容変更・取消を承諾する場合でも、お客さまは為替予約締結サービスを利用して内容変更・取消を依頼することはできません。当行は、当行所定の方法でお客さまから依頼を受け、内容変更・取消を行った際に発生した費用を受け入れたうえで、その手続を行うものとします。</u></p> <p><u>第8条(システム障害)</u> <u>当行の責めに帰すべき事由でシステム障害等が発生し、お客さまが為替予約締結サービスをご利用できなくなった場合、お客さまが当行に電話する方法で為替予約を約定できるものとします。</u></p> <p><u>第9条(取引照会)</u> <u>為替予約締結サービスで提供される取引照会は為替予約締結サービスで行った取引のみ表示されます。また、取引照会では締結時の取引内容が表示されます(照会日時点の内容ではありません)。</u></p> <p><u>第10条(解約)</u> <u>1. 為替予約締結サービスは当事者一方の都合で、いつでも解約できるものとします。但し、お客さまから当行への解約申込は当行所定の書面によるものとします。また、当行の都合により本サービスを解約する場合は、当行への届出住所あてに解約通知を行います。万が一、その届出住所が事実と相違する場合など、当行の責めに帰すべき事由によらずに当該解約通知がお客さまに到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。</u></p> <p><u>2. 共通規定第6条により「しがぎん」Bizダイレクト外為サービスが解約された場合、本サービスも同時に解約されるものとします。</u></p>